

2026年度 大阪市予算への政策・制度予算要請項目

(2025/10/15)

◆ 2026年度大阪市への政策・制度予算要請（項目一覧）

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について	(★)	
①公・労・使による総合的な雇用対策の協議について		
②人材の確保とマッチング機能の強化について		
(2)就労支援施策の強化について		
①地域就労支援事業の強化について		
②障がい者雇用の支援強化について		
③外国人労働者が安心して働くための環境整備		
④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化	新	
(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて		
①「大阪市きらめき計画」の周知・広報について	独	
②女性活躍・両立支援関連法の推進について		
③ジェンダー平等の観点からの少子化対策について	新・独	
④女性の人権尊重と被害への適切な対応について		
⑤多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて		
(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について		
(5)治療・介護と仕事の両立に向けて		

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について		
①中小・地場企業への融資制度の拡充について	独	
②事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて		
③商店街の活性化に向けた施策のさらなる拡充について	独	
(2)取引の適正化の実現に向けて	(★)	
(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて	(★)	
(4)公契約条例の制定について		

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域に根ざした生活困窮者支援体制の強化に向けて		
①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について		
②住宅セーフティネット法の周知徹底について	新	
③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について	新	
④「ホームレス特別措置法」の施行期間の延長と	新	

隠れホームレスの環境改善について		
(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について		
①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について		
②口腔保健事業の周知徹底について	新	
(3) 医療提供体制の整備に向けて	(★)	
①地域保健・医療の充実について	独	
②健康で暮らす地域社会の実現について	独	
③市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について	独	
④休日急病診療所の充実と増設、診療時間の拡大について	独	
(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて	(★)	
①地域包括ケアの推進について		
②介護職員等の処遇改善に向けて		
③ハラスメントの防止対策について		
④介護サービスの安定的な提供に向けて		
⑤認知症対策について	新	
⑥認知症に関する条例制定に向けて	新	
⑦介護保険料の負担軽減について	新・独	
(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて	(★)	
①保育士等の確保と処遇改善に向けて		
②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて		
③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて		
④子どもの貧困対策と居場所支援について		
⑤子どもの虐待防止対策について		
⑥ヤングケアラーへの対策について		
⑦児童いきいき放課後事業について	独	
(6) 社会のセーフティネットの再構築について	独	

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について	(★)	
(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について	(★)	
(3) すべての子どもたちに教育を保障すること	独	
(4) 子どもたちの学習環境整備について		
①中心区を中心とした児童数の急増への対応について	独	
②災害時における校舎利用の課題について	新・独	
③学校給食の充実について	独	
④いわゆる「モンスターペアレント」対策について	新・独	

(5) 学校の統廃合について	独	
(6) 奨学金制度の改善について	(★)	
(7) 労働教育のカリキュラム化について	(★)	
(8) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について		
(9) 行政におけるデジタル化の推進について		
(10) マイナンバー制度の定着と活用について		
(11) 市民の政治参加への意識向上にむけて		
(12) 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて	独	
(13) 区行政の充実について	独	

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて	(★)	
(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について		
(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）		
(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）	新	
(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について		
(6) 「2050年ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて		
(7) 再生可能エネルギーの導入促進について		
(8) 害鳥獣（カラス・ネズミ等）対策の充実について	独	

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について		
(2) 安全対策の向上に向けて		
(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について		
(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について		
(5) 子どもの安心・安全の確保について		
(6) 防災・減災対策の充実・徹底について	(★)	
(7) 地震発生時における初期初動体制について		
(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について	(★)	
① 災害危険箇所の見直しについて		
② 防災意識向上について		
(9) 交通弱者の支援強化に向けて		
(10) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて		
(11) 空き家対策の推進	新	
(12) 公衆喫煙所の整備の強化	新	
(13) 魅力ある「まちづくり」の進展について	独	

(14) 鉄道立体交差事業の推進について	独	
(15) 大阪・関西万博終了後のレガシー活用と地域経済・まちづくりについて	新・独	
(16) 都市の緑化と街路樹の計画的な管理について	独	
(17) 市立斎場の安定的な運営について	独	

<凡例> (★) ⇒ 連合大阪重点要請項目

独 ⇒ 大阪市地域協議会独自要請項目

新 ⇒ 新規要請項目

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

市地域協議会 大阪市 2026 年度予算への要請内容

(1) 雇用対策の充実・強化について (★)

① 公・労・使による総合的な雇用対策の協議について

2024 年・2025 年と 2 年連続で「大阪政労使の意見交換会」が開催されたが、大阪市においても公・労・使の枠組みで、総合的な意見交換を行う機会を設けること。その際には、賃上げの他に、雇用政策などについて具体的な課題や対応策の協議を深めること。また、滋賀県や和歌山県、兵庫県などで行われた三者による共同メッセージや共同宣言など、社会的波及効果の高い取り組みを実施すること。

【背景】

様々な業種において人手不足が深刻化しており、特に中小企業では人材確保と定着が大きな課題となっている。リスキリングやリカレント教育、DX 推進などの省力化を通じて雇用の安定と処遇改善を図るためには、様々な観点から総合的に雇用政策を検討し社会的に発信していく必要がある。

「政労使の意見交換会（大阪府版）」は、賃上げの流れを中小企業に波及させるために重要な場となった。また、関西では、滋賀県や兵庫県においては、大きな社会的影響力を発揮する政労使による共同メッセージが発表されている。大阪市としても、労使の間に主体的かつ中立の立場で公が入り雇用対策のための議論を行い、社会的な発信も行うべき。

② 人材の確保とマッチング機能の強化について

製造・運輸・建設業界やインバウンド対応業種、医療・福祉の現場も含め、様々な業界で人手不足が深刻化している。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化と併せ、当事者意見をふまえた定着支援の取り組みも早急に強化・推進すること。

また、中・長期的視点として、少子化に伴う人手不足はますます深刻化することが予想されることから、包括的な労働人口の確保に向けた対策が必要であり、大阪市としても、国や府に対し、必要な対応を行うよう求めること。

【背景】

製造・運輸・建設業界やインバウンド業界については、建設については少し落ち着きを見せているものの依然として、製造・運輸が高止まりしていることから、継続して有効求人倍率は高位で推移している。

業界全体のイメージアップや関連資格取得の支援に留まらず、業界全体の労働条件向上への支援が必要となっている。

また、中・長期的視点では、少子化に伴う人手不足は、DX 推進などの手法による効率化・省力化も限界があり、社会全体で取り組まなければならない課題であり、包括的な対策が必要になっている。

若年層がいない職場では技能伝承もままならず、現在の状況のまま推移すれば公共のライフラインなどの維持・管理にも支障をきたす恐れがある。

(2) 就労支援施策の強化について

① 地域就労支援事業の強化について

「大阪市地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府へ要請すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。

「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け、対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

女性のひとり親家庭への支援事業について、就業施策を強化し、必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組むこと。

【背景】

地域労働ネットワークが形式的な開催にならないよう、積極的な活動を求める。

地域のニーズ、就労希望者、求人企業のニーズを把握し、的確な就労支援が行われるよう、継続的な取り組みを行わなくてはならない。

介護を抱える人やひとり親など、様々な困難を抱えた人々（大阪市はいずれも指数が高い）に向け、個々の課題に寄り添った職業能力開発などの就労支援策が必要。

令和7年4月25日(金)第1回就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議が開催され、「就職氷河期世代を含む中高年世代」への支援について議論されている。

②障がい者雇用の支援強化について

大阪市内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい者雇用ゼロ企業などに対して、障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

【背景】

雇用率は全国と同水準（全国 2.41%・大阪 2.44%）だが、法定雇用率達成企業割合は全国よりも低位（全国 46.0%・大阪 41.7%）であり、特に中小企業の達成割合が低い。法定雇用率の段階的引き上げを考慮し、中小企業への取り組みが急務。ヒアリングによる企業ニーズ・個別課題に応じた支援が必要となってくる。地域に根ざした就労支援が重視されるため、大阪府との連携したマッチング支援を求める。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

市内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や、外国人を雇用する、あるいは雇用予定の企業、支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするための PDCA サイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府との連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

外国人労働者は、社会の重要な構成員であり、地域住民や働き手としてのどのように「共生」していくのかの視点を持った、包括的な共生支援体制の構築を行うこと。

【背景】

外国人労働者は2024年10月時点で、全国で約230万人（前年比33.7%増）、大阪府内では約17.5万人（前年比19.3%増）と過去最高を更新しており、今後も増加が見込まれている JETRO の2024年調査で

も、企業の30.6%が「今後外国人材を増やす・新たに雇用する」と回答しており、人口減少や新たな育成就労制度の導入、大阪・関西万博を契機に、これまで外国人就労が少なかった業種にも広がることが想定される。

技能実習や特定技能制度では、来日前に日本語講習を受けていることが前提とされているが、実際には「ほとんど話せない」「職場での意思疎通が困難」といった声が多く、現場でのトラブルの要因となっている

大阪府なども企業と外国人材のマッチング支援や就労前研修などを実施しているが、生活支援や言語教育の分野では制度的な支援が不十分と言わざるを得ず、今後は包括的な共生支援体制の構築が求められる。

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止のために、喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

【背景】

大阪市では、「改正健康増進法」および「大阪府受動喫煙防止条例」にもとづき、受動喫煙をなくす取り組みが行われている。

第1種施設（病院・学校・行政機関の庁舎等）は敷地内全面禁煙、第2種施設（飲食店・オフィス・事業所等）は原則屋内禁煙（専用の喫煙室でのみ喫煙可）。また喫煙室には、標識の掲示が義務化され20歳未満は喫煙エリアに立ち入り禁止。屋外においても受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮が必要となっている。

一方で、「喫煙専用室の設置費用が負担」「標識掲示の方法が分からない」といった声も多く、特に中小規模の飲食店では対応が遅れているケースも見られる。

また、条例施行後も、屋外での喫煙や路上喫煙の増加が懸念されており、大阪市として、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の実効状況の検証を行うとともに、屋外分煙所の整備や、地域住民との協調によるマナー啓発も含めた包括的な対策が必要。

さらに、健康増進法の運用状況についても、法令遵守の実効性を高める必要がある。

受動喫煙は、労働者の健康を損なうだけでなく、職場環境の悪化や人材確保の障壁にもつながることから、働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化は、労働政策・健康政策の両面からも喫緊の課題である。

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 「大阪市きらめき計画」の周知・広報について

2026年3月に策定される予定の「大阪市男女共同参画基本計画～第4次大阪市男女きらめき計画～」について、盛り込まれる各種施策が着実に実施されるよう、関係部門が連携した取り組みを行うこと。

大阪市民に対し、計画をアピールするためリーフレットやホームページでの周知とともに、毎年6月の「男女雇用機会均等月間」などで引き続きSNSを活用したプッシュ型の情報発信を行い、男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

大阪市役所や企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

【背景】

女性活躍推進法の改正により、101人以上の事業主については事業主行動計画の策定・公表が義務付けられ、取り組み内容や目標、男女差異などが可視化されるようになった。中小企業においても女性活躍をさらに推進するため、義務化されていない100人以下の企業へも策定を働きかけることで意識向上や採用時のPRになることを理解いただくことが重要。

大阪市においては、女性の非正規雇用率が高く、管理職に占める女性の割合も全国平均を下回っている状況であり、性別役割分担意識も根強く、女性のキャリア形成や継続就業に対する障壁が存在していると言われている。

男性の育児休業取得を促進するためには、制度の整備だけでなく、管理職層への意識改革や、取得しやすい職場風土の醸成が不可欠。

③ジェンダー平等の観点からの少子化対策について

近年、少子化は全国的な課題として深刻化しており、大阪市においても出生数の減少と人口構造の偏りが進行している。

そうした課題の解決のためには、単に出生数を増やす施策にとどまらず、誰もが性別にかかわらず安心して働き、生活し、子どもを持つかどうかを自由に選択できる社会の実現が必要である。

そのため、ジェンダー平等の視点を中心に据えた包括的な少子化対策施策の実施を要請する。

【背景】

少子化の背景には、経済的負担や育児環境の不足に加え、依然として根強い性別役割分担意識や、育児・家事負担の不均衡といったジェンダーの不平等が存在している。

大阪市においては「男女共同参画計画」および「子ども・子育て支援事業計画」において、男女が共に家事・育児や地域活動に参画できる社会の実現や、働き方と育児の両立を支える環境整備を掲げている。また、「大阪市人口ビジョン」では、少子化の克服と人口構造の安定化を重要課題としている。

そうした取り組みを俯瞰的に横断した少子化対策施策が必要であり、その考え方の基礎となるのは、「ジェンダー平等の視点」でなくてはならない。それらの実現のためには、少子化対策施策の全てにジェンダー平等の評価指標を導入し、進捗を市民に公表する仕組みを導入するなど効果的である。

④女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。とりわけ、若年層を対象に、デートDVの被害者・加害者を出さないための啓発・教育にとりくむこと。

また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を活用し、SNSを活用したプッシュ型の情報発信の実施などを引き続き実施すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

また、「性暴力救援センター・大阪 SACHICO(松原市)」は、2026年度に、大阪市住吉区「こころの健康総合センター」に移転、これまでのワンストップ型からネットワーク型に移行することとなった。

ワンストップ型のメリットとして医療とメンタルケアが同時にできる点であり、大阪市でも「大阪 SACHICO」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的ワンストップセンターの設置に向けた検討をおこなうこと。

【背景】

NPO等の団体とも連携を強化しながら支援センター等の認知度向上を進める必要がある。大阪市のHPにある「ドメスティック・バイオレンス(DV)等に関する相談機関一覧」などの関連情報を広く周知をし、相談者自身がアクセスしやすい環境づくりを進める必要がある。

大阪 SACHICOについては、松原市の阪南中央病院内に設置されていて、これまで、阪南中央病院の医師を中心に24時間体制で対応してきたが、長時間労働に加え医師不足、運営費の確保が困難といった問題から、阪南中央病院から撤退することになったが、「大阪 SACHICOの存続と発展を存続する会」が署名活動を実施し、大阪府に約48,000筆の署名を提出。その後、2月14日開催の大阪府戦略本部会議にて大阪府が主体となって運営していくことを公表している。

大阪市は性暴力の認知件数が人口比全国一となっており、地域の課題として包括的な対策を行う事が必要。

⑤多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

大阪市におけるLGBTQなどの性的少数者を支援する取り組みとして行われている「大阪市ファミリーシップ制度」「LGBTリーディングカンパニー認証制度」などについて、さらなる市民への周知を図り、意識変革のための啓発活動に取り組むこと。例えば毎年6月の「プライド月間」のタイミングなどを活用し、SNSを活用したプッシュ型の情報発信を行い、多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた取り組みを進めること。

加えて、人権に配慮し、LGBTQをはじめ誰もが使用しやすい施設(多目的トイレ等)の整備に取り組むこと。

【背景】

2023年6月に「LGBT理解増進法」が国会で成立・施行されたが、社会の理解が進んでいるとは言えず、セクシャルマイノリティに対する偏見・差別は未だ残っている。

2025大阪・関西万博においても45カ所のトイレのうち4割の18カ所に112基設置されたが、不安の声なども多く上がっている。

身近な市町村での取り組みが進むことが「暮らし」においては重要なため、職場や社会全体の理解促進に向けソフト（理解）・ハード（施設）の両方で更なる取り組みが必要。

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

大阪市として、労働施策総合推進法の改正をふまえ、中小企業でのパワハラ防止対策について周知・支援を行うこと。また、厚生労働省が定める毎年12月の「職場のハラスメント撲滅月間」のタイミングなどを活用し、さらなる「パワハラ防止義務」の広報・周知に努めること。

加えて、加害側からの相談者（被害側）に対する不利益供与の防止、秘密保持の徹底などについても周知に努めること。

また、東京都がカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している事をふまえ、カスタマーハラスメント対策についても広く周知すること。

【背景】

労働施策総合推進法が改正され、中小企業を含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化されて2年が経過したが、依然としてハラスメントは職場で多く発生している。現状、連合大阪の「なんでも労働相談」においても、相談件数はハラスメント関連がトップとなっており、依然として多数発生している状況がある。

- ・ 21.9～22.8…246/1488件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）
- ・ 22.9～23.8…338/2097件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）
- ・ 23.9～24.8…364/1899件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）

(5) 治療・介護と仕事の両立に向けて

大阪経済の主要な担い手である中小企業が安定的に事業を継続するためには、人材確保と定着が大きな課題となっている。そのためには、「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、不妊治療についても、事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

加えて、事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

【背景】

厚労省・経産省の両立支援ガイドの通り、「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。疾病・障がいを抱える労働者や、家族等を介護する労働者が仕事を継続できるよう、職場環境整備を行う企業に対して、理解促進を図りながら両立支援対策の強化をする必要がある。

とりわけ中小企業における人材確保の観点から、今後はより柔軟で包括的な支援体制の構築が必要。

2. 経済・産業・中小企業施策

市地域協議会 大阪市 2026 年度予算への要請内容

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 中小・地場企業への融資制度の拡充について

大阪市については、中小企業の割合が大きく、昨今の物価高騰の影響を強く受けている。中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を充実させること。さらに、給付型の支援や融資枠を拡大などについても検討をおこない、予算措置を国や府に求めること。

また、中小企業の人材確保・人材育成支援やDX導入支援など、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。DXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるために、関係先との広報・連携体制を強化すること。

【背景】

大阪経済の発展・成長には府域の中小企業（30万社・従業員290万人）の健全な発展が不可欠。地域の市町村、つまり基礎自治体単位での取り組みが重要。

融資・保証制度については、利用者の視点から、出来るだけ簡単な手続きで、効果的な制度となるよう、きめ細かな施策展開が必要。加えて中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援などの振興策についても引き続き周知と利用拡大が必要。

② 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

各地で頻繁に起こる自然災害に加え「南海トラフ地震」のリスクが高まっており、早急なBCP策定が望まれる。

とりわけ中小企業における策定率を向上する必要がある。策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知するため、各種支援事業の広報の充実を行うとともに、大阪商工会議所をはじめとする関係先との連携強化を進め、中小企業のBCP策定が進むよう求める。

また、昨今、サイバー攻撃のリスクも高まっており、BCPの一環としてのそれらのセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

【背景】

帝国データバンク2024年5月調査によると、企業のBCP策定率は19.8%で過去最高となったが、規模別の策定率は大企業：37.1%、中小企業：16.5%と規模間格差が拡大している。能登半島地震のような自然災害だけでなく、サイバー攻撃によるリスクなども高まっており早急なBCP策定が望まれる。

③ 商店街の活性化に向けた施策のさらなる拡充について

様々な施策により商店街の活性化に向けた取り組みが行われているが、これらの施策が実効あるものとなるよう、当事者のみならず、周辺住民をはじめとした多様なステークホルダーによる連携・協働によって、地域活性化につながる魅力ある「商店街」づくりに向けて、さらなる施策の拡充を行うこと。

とりわけ「空き店舗を活用した商店街再生事業」については、その効果を検証するとともに、実施した商店街へのフォローアップを行うとともに、市域全域で転嫁できるように施策の拡大を行うこと。

【背景】

大阪市内の商店街については、大型量販店やコンビニエンスストアなどの進出、インターネット通販の普及などにより、大変厳しい状況が続いている。

商店街は、日常の「買い物の場」としてのみならず、地域の人々が交流する「公共の場」として重要な役割を果たしてきた。そうしたことから、街の活力の源であったり、暮らしやすさに繋がったりする、地域住民とともに作り上げる活性化のための振興策が必要。

(2)取引の適正化の実現に向けて (★)

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」並びに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するための働きかけを行うこと。

特に、中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。特に、優越的地位を利用した買ったたきや一方的な契約変更といった不公正な取引慣行が依然として残っている現状を踏まえ、実態把握と是正に向けた監視体制の強化を図ること

【背景】

「パートナーシップ構築宣言」については各都道府県で補助金に対する加点措置などを実施して取り組み拡大を図っている。なお、持続的な構造的賃上げを実現するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配により、特に中小企業が原資を確保できる「価格転嫁も含めた取引環境の整備」が必要である。

取引の現場では、納品先での役務提供や買ったたき等、優越的な地位に基づく取引慣行は未だ残っており、公正な取引がなされるために中小企業への後押しが求められる。

原材料費やエネルギーコスト、人件費の高騰が続く中で、下請の中小企業が価格転嫁を申し出ても、発注元から明確な回答が得られず、従来の価格での取引を強いられるケースが依然として多く見られる。

こうした状況は、2025年5月に改正された下請法運用基準においても「買ったたき」に該当するおそれがあると明記されており、深刻な課題となっている

また、大阪府が設置する相談窓口には、価格交渉に関する相談が多数寄せられており、中小企業からは「交渉の進め方がわからない」「根拠資料の作成が難しい」といった声が多く、実効性ある支援の強化が求められている。

公正な取引環境の整備は、経済の持続的成長に不可欠であり、行政による積極的な後押しが必要である。

(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)

大阪府が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

特に業務委託については、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守すること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いている。市としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為救済命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

【背景】

公契約については労務費の価格転嫁が困難との声も多く、情報サービスやソフトウェア発注取引においては、予算執行の関係等から短納期発注となりやすい状況がある。

公契約は下請法の直接の適用対象外であるものの、下請ガイドラインや「価格交渉の指針」等に準拠した適正取引が行われるよう制度整備が求められている。中小企業からは、「公共発注においても価格交渉の余地がない」「労務費上昇分が反映されない」といった声が上がっており、制度運用の見直しと、発注者側の意識改革が急務。

さらに、労働基準法違反による是正勧告や、労働組合法に基づく不当労働行為救済命令が発せられている事例も確認されているが、こうした事業者が公契約に参加し続けることは、労働者保護の観点からも問題がある。

(4) 公契約条例の制定について

公契約が、各種法令の遵守により適正に行われることは、市民の信託のもと行われる行政行為として当然であるが、公契約のもとで働くすべての人に対して適正な賃金水準・労働諸条件を確保することは、公共サービスの質の担保だけでなく、地域経済の活性化にも有効であることから、すでに「公契約条例」を制定した他の自治体の事例なども参考に、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結にあたっては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保することとりわけ、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

【背景】

大阪府内では、業務委託契約において最低価格での競争が常態化し、結果として労働者の待遇が悪化し、サービスの質が低下した事例も報告されている。

公契約条例の制定は、公共サービスの安全・品質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保に効果があり、民間事業の活性化、人手不足の解消も期待されている。

一方、サプライチェーンにおける人権尊重の観点からも、公契約における人権デュー・デリジェンスの導入は国際的な潮流であり、大阪市としても積極的な対応が求められる。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

市地域協議会 大阪市 2026 年度予算への要請内容

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業の改善に向け、引き続き、支援員の育成やスキルの維持・向上のための担当者

研修を行うこと。また、国に対しては、処遇改善による人員確保に必要な予算の確保を働きかけること。加えて、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用した支援の拡充を行うこと。

また、生活困窮者自立支援制度に関する社会的な認知度は依然として低く、支援を必要とする市民に的確に支援を届けるためにも、幅広い市民への周知が必要。リスティング広告や SNS を活用したプッシュ型の情報発信などについても検討すること。

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025 年 10 月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知すること。

生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援などの市民への周知に加え、市営住宅の積極的な利活用などについても検討すること。

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

【背景】

2025 年 4 月から施行されている生活困窮者自立支援法の改正で、関係機関で情報共有し、支援策を検討する支援会議の設置が福祉事務所設置自治体の努力義務となった。生活困窮者への包括的な支援体制の構築が一層求められる。

支援体制の確立にあたっては、支援機関の人員体制確保や処遇改善を図る施策の拡充も必要となってくる。

2024 年 6 月に改正された住宅セーフティネット法により、住宅確保要配慮者に対する居住支援の重要性がより一層高まっている。特に、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、ひとり親家庭、生活困窮者など、住まいの確保に困難を抱える方々が年々増加している中、地域における持続可能な居住支援体制の確立が急務になっている。

一方で大阪の空き家率は全国平均を上回っており、治安をはじめ衛生面においても問題となっている。同様に、市営住宅の利活用がされていないとの声もある。

居住者がいればその地域の経済の活性化にも寄与することから、需要と供給のバランスもあるとは思われるが、市営住宅も含めた空き家対策についても施策展開が必要である。

④「ホームレス特別措置法」の施行期間の延長と隠れホームレスの環境改善について

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」について継続的な施策実施が可能となるよう、2027 年(令和 9 年)の有効期限の延長を、大阪市として国に要請すること。

また、同法の対象者に、ネットカフェ、簡易宿所、寮付き就労先、知人宅などに居住する不安定居住者層（いわゆる「隠れホームレス」）を含めるよう、制度設計の見直しについても国に要請すること。

大阪市として、若年層、女性、DV 被害者、児童養護施設退所者など、支援の網から漏れやすい層に対しては、アウトリーチや相談体制の強化を通じて、支援につながりやすい環境の整備を進めること。あわせ

て、民間支援団体との連携を強化し、障がい者、子ども、地域福祉など既存の支援会議との連携も図りながら、地域の実情に即した包括的な支援体制を構築し促進すること。

【背景】

平成 14 年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、現在令和 9 年までの時限立法として効力を有しており、同法に基づく施策によりホームレス人口が大幅に減少している。実際に、平成 24 年（2012 年）1 月の厚生労働省調査では、大阪府のホームレス数は 2,417 人と全国最多であったが、2025 年 1 月の調査では 763 人（全国最多）まで減少しており、約 70%の減少が見られ行政・民間の連携による支援体制の強化や、就労・居住支援の充実が一定の成果を上げていることを示している。

一方で、統計に現れない「隠れホームレス」層の存在が顕著になっており、支援の網から漏れる若年層や女性などへの対応が急務となっている。認定 NPO 法人 Homedoor の報告（2024 年）によれば、2021 年度の相談件数は 898 件、うち 69%が大阪府内からであり、来所者 314 人のうち 255 人が個室型シェルターを利用。本人名義の住居を有していた者は 19%に過ぎず、60%以上が不安定居住者層であったことが明らかになっている。平均年齢は 42 歳、女性比率は 24%と、従来の路上生活者像とは異なる層が多く含まれており、支援の在り方の見直しが求められている。

こうした状況を踏まえると、高齢化や長期化する路上生活、潜在的なホームレス層の増加など、課題は多様化・複雑化しており、法的根拠に基づく支援の継続と強化が求められる。今後も、国・自治体・民間団体が連携し、包括的かつ柔軟な支援体制を維持・発展させるためにも、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行期間の延長と制度の充実が不可欠である。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上を図ること。また、学生期から「がん検診」の重要性を理解できるよう、広く周知し、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

②口腔保健事業の周知徹底について

ライフステージごとの歯科健診を適切に行うこと。とりわけ高齢者については介護予防の観点から口腔機能評価を実施し、フレイル予防・誤嚥性肺炎の予防につなげること。

【背景】

健診受診率は低レベル。引き続き、受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン等）の継続・拡充を求める。働き盛り世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチ強化も必要。職域・地域・医療との連携モデルを検討。

高齢者のフレイル・誤嚥性肺炎予防、子どものむし歯予防、障がい者・生活困窮者の口腔ケアなど、ライフステージごとの口腔保健事業への財政支援の強化。

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

①地域保健・医療の充実について

コロナ禍を経て「医療」「健康」への関心が高まっている。そして、大規模な感染症の流行が発生すれば、その感染症にかかる対策への懸念だけでなく、日常の医療や健康も脅かされるという事実も明らかになった。

改めて、自治体の最大の使命といえる、住民の安全と安心を守るために、新興感染症のまん延時を想定した医療・保健福祉の提供体制を着実に構築すること。

②健康で暮らす地域社会の実現について

EXPO2025のテーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」であったことをふまえ、万博のレガシーとして、改めて地域保健の実施体制を充実させ、医療・保健・福祉の連携により健康寿命の延伸が図られなくてはならない。

大阪市として健康寿命を延ばすことをめざし、保健所、24区の保健福祉センターの体制充実・整備を行い、医療も含めた連携強化を進めること。

【背景】

コロナ禍における大阪市の対応について検証を求める項目として要請していた。一定の検討・検証については示されたこと、感染症の蔓延状況についても一定の収束を見せていることから、要請の標題を「地域保健・医療の充実、健康で暮らせる地域社会の実現について」としたうえで、市域の保健福祉体制の充実を求める要請とした。

とりわけ、大阪市の介護保険料が全国で最も高額となっており、健康寿命との関連についても検証が必要である。EXPO2025のテーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」であることもふまえ、改めて地域保健の実施体制を充実させ、医療・保健・福祉の連携により健康寿命の延伸が図られることが重要。

③市民病院の地域拠点病院としての安定的な運営について

市民病院が、地域医療拠点として安定的に運営できるよう、必要な人員配置や予算措置を講じること。

具体的には、大阪市民病院機構が掲げる「大阪市の中核病院として、地域医療機関との適切な役割分担のもとに連携を強化」「継続して良質な医療を提供できるよう、健全な経営基盤の確立に努める」などの基本方針が達成できるよう、大阪市から十分な運営交付金を交付すること。

④休日急病診療所の充実と増設、診療時間の拡大について

大阪市内には小児科専門の救急病院が少なく、休日夜間になると大阪中央急病診療所（西区）に、患者が集中している。小児救急はニーズが高く、かつ高度な水準が求められる医療現場である。また、社会的な弱者に「しわ寄せ」が集中する課題でもり、休日急病診療所の充実と増設などの改善策を講じるべきである。

大阪市として、独自の改善策と必要な措置を講じること。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されよう、地域包括支援センターが、それぞれの地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう、十分な支援を行うこと。

また、地域包括支援センターの機能・役割について、住民への周知・広報を強化し、介護と仕事の両立ができるよう情報・サービスを提供すること。

【背景】

介護や支援が必要な人はもとより、ヤングケアラーやビジネスケアラー等も含めたすべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが必要。

地域の実情に則した質・量ともに十分なサービス提供が可能な地域包括ケアシステムの構築が重要である。

②介護職員等の処遇改善に向けて

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対し、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。

また、介護職員等処遇改善加算ではなく基本報酬の引き上げを国に働きかけること。

介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め、相談・支援体制を構築し、取得促進をはかること。

③ハラスメントの防止対策について

介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向け、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。また、利用する家族も含め周知を行うなど対策を強化すること。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないように、事業者への周知徹底をはかること。

【背景】

2024年度の介護報酬改定では、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われた。⇒介護サービスの質の維持・向上と両立させることが求められる。

また、介護現場における利用者・事業主からのハラスメントも多く、労働者を守る対策も喫緊の課題となっている。

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

⑥認知症に関する条例制定に向けて

府内の一部の自治体では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有し、大阪市としても条例制定について検討すること。

【背景】

近年、認知症の人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが、国および地方自治体において加速している。2024年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、地方自治体には地域の実情に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務が課された。この法律は、認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らせる社会の構築を目的としている。

大阪府においては、「大阪府認知症施策推進計画2024」が策定され、認知症の予防やケア技術の研究開発、若年性認知症支援コーディネーターの配置、認知症サポーターの育成など、包括的な施策が展開されている。これらの取り組みの底上げには、条例という制度的な裏付けが不可欠である。

⑦介護保険料の負担軽減について

大阪市における介護保険料は、全国で最も高い水準にあり、高齢者世帯、とりわけ年金収入のみで生活している世帯にとって大きな負担となっている。介護サービスの安定的提供は必要不可欠であるが、一方で、その財源確保のために過度の負担が市民生活を圧迫してはならない。

介護保険制度は、高齢者が尊厳を持って生活するための支えであり、過度な負担は制度への信頼を損なうばかりか、必要なサービスの利用を妨げるものである。

大阪市は、市民生活の実態を踏まえ、負担軽減策を早急に検討・実施すべきであり、以下の内容について検討・実施すること。

- ・低所得者の負担の軽減
所得段階区分の緩和、対象者の拡大を行うこと。
保険料の減免枠の拡充、手続きの簡素化を行うこと。
- ・保険料水準の引き下げ
一般財源からの繰入などにより保険料を抑制すること。
- ・介護予防事業を強化し、将来的な給付費抑制を図ること。

【背景】

大阪市における介護保険料は、全国で最も高い水準にあり、高齢者世帯、とりわけ年金収入のみで生活している世帯にとって大きな負担となっている。介護サービスの安定的提供は必要不可欠であるが、その財源確保のために過度の負担により市民生活が圧迫される結果となつてはならない。

- ・保険料水準の高さ
全国平均や他の政令市と比較しても飛び抜けて高い
年金生活者の年金収入のほとんどが、固定費（家賃・光熱費・保険料）に充てられ、生活に余裕がない高齢者が増加している。
- ・低所得者への負担の重さ
所得段階別の設定はあるものの、対象外の中低所得高齢者にも高額な保険料負担が発生している。
- ・介護サービス利用料との二重負担

介護サービスを利用したい高齢者が、必要なサービス利用を控える事例も

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

支援を要する子どもをはじめ、子どもが心身ともに健やかに成長するため、また、「保育の質」のさらなる向上のためにも、必要な要員を確保するとともに、労働条件と職場環境の改善を行うこと。

併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に対応するための、職員配置や職場環境の改善など必要な措置を行うこと。

【背景】

保育人材の確保については喫緊の課題。また、子どもの「教育」の側面からも「保育の質」のさらなる向上も求められている。そのためにも保育人材の労働条件・職場環境の改善を進める必要がある。

「こども誰でも通園制度」が2026年度から本格実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待されるが、一方で、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷軽減への対策が必要である。

また保育士等の人材定着のためには、就職から定年まで働ける魅力的な労働環境整備（人員、賃金、ワーク・ライフ・バランス）が必要。モデル実施、試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら引き続きの対応が必要。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

近年、待機児童数は減少傾向（大阪市は2025年4月1日現在で0人）と言われているが、待機児童に含まれない保留児童・隠れ待機児童数は増加傾向にある。

また、大阪市の独自施策として昨年9月から0～2歳児保育料の第2子無償化がスタートしたが、26年度に第1子を含めた完全無償化を行うとしている。当然ながら保育所の利用増が想定される。さらに、「こども誰でも通園制度」の本格実施も行われることから、それらへの対応についても喫緊の課題となっている。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。

加えて、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所などを積極的に行うこと。また、こうしたきめ細かい対応が可能となるよう、区保健福祉センターの保育所入所担当の体制充実を行うこと。

2026(令和7)年度を初年度とする「大阪市子ども・子育て支援計画」の次期計画がスタートするが、掲げられた目標達成に向けて、大阪府や関係部局、関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

【背景】

「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。

一方で、慣れない環境での子どもへの配慮や、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷

軽減への対策が必須である。モデル実施・試行実施の職場・利用者から状況を把握・検証し、本格実施に向けた体制整備が必要。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。

保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスの実施などに対応できるよう、保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

必要なサービスが必要とされる市民に適切に届くよう、リスティング広告や SNS による広報などを活用するなど、市民周知を強化すること。

病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムについて拡充と改善を進めること。

セーフティネットの観点から、安易な公立保育所や市立幼稚園の削減を行わないこと。

【背景】

共働き・共育ても増加し、働き方が多様化する中、子育ての負担軽減のための支援メニュー拡大が求められている。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

「子どもの貧困」の解消に向け、引き続き、大阪市子どもサポートネットにおける、実効ある対策と効果の検証を行うとともに、困窮家庭における相談窓口については、必要な支援が確実に受けられる体制の構築を行うこと。

就労しているひとり親家庭の保護者に対して支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や、土日祝や夜間の相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」などのいわゆる「子どもの居場所」については、地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワークの構築にへ向け、大阪市として「子ども食堂」への支援をさらに拡充すること。

さらに、「住む場所による差」が生じないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。

【背景】

生活困窮者自立支援法の改正を受け、子ども食堂など居場所の充実と重層的支援体制整備事業との連携強化が盛り込まれている。居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施することが必要。

「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点となっている。「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた施策も必要

⑤子どもの虐待防止対策について

「こども相談センター」の権限強化を国に求めるとともに、複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を充実させること。

「こども相談センター」の機能を強化し、児童虐待の予防的取り組みや、介入の徹底などに加え、学校など関係先との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

市民に対しては、「子どもの権利条約」および「こども基本法」の内容・理念を周知し普及に努めること。

さらに「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間などのタイミングで、現在、実施している啓発活動をさらに拡大し、未然防止策を講じること。

【背景】

全国の児童虐待相談件数は2022年度に過去最多（約22万件）となり、かつ複雑・重大化している。引き続き、関係先と連携しながら、相談業務を担う専門職員の人材確保・育成に向けた対策を求める。

⑥ヤングケアラーへの対策について

子どもたちが、教育の機会が奪われ、社会的な孤立に追い込まれないよう、迅速かつ的確な社会的・経済的支援を行うこと。

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど、具体的な支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

【背景】

ヤングケアラーは子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合も多く、ケアラーとの接点がある学校・職場等で周囲が存在に気づけるよう広く認知度を高める必要がある。また、ケアラー本人が相談窓口や支援制度へアプローチできるよう、相談先の周知活動もあわせて重要な取り組みとなる。

⑦児童いきいき放課後事業について

「児童いきいき放課後事業」については、中心区の児童数の急増などの要因により、事業の内容に極端な偏在が発生しており、検証と対策が必要。

地域間の格差を縮小し、事業が充実するよう、予算措置を行うよう要請する。

【背景】

「児童いきいき放課後事業」については、現状では、就労する保護者のニーズに答えられているとはいえない。地域間の児童数の格差や「子どもの貧困率」が高い大阪市においては様々な問題が顕在化している。

加えて、大阪市の放課後児童施策については、健全な児童の育成といった目的だけでなく、就業者のワーク・ライフ・バランスの観点や、防災面の課題、社会的弱者に対する施策、社会教育としての視点など、多様な視点からの事業の強化が必要である。

(6) 社会のセーフティネットの再構築について

貧困や、傷病による障がい、介護など、様々な要因により「あたりまえ」の生活が維持出来なくなったとき、誰もが、状況に応じた適切な「福祉サービス」を受けることが出来なければならない。

必要な支援が的確に提供できる仕組み作りが大切であり、引き続き、区役所・保健福祉センターをはじめとした各種相談体制の充実が図られるよう、必要な人員の確保と予算措置を行うこと。

【背景】

コロナ禍を経て、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々の生活不安が明らかとなっている。本来機能すべき「福祉」という社会のセーフティネットが、必要としている人々に届きにくい現状があると考えている。

私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートにおいても、「福祉」に対する関心は高くなっており、様々な困難に直面した人々が、社会のセーフティネットに適切につながる事が出来るのか、適切なサービスを受けられるのかが大きな課題となっている。

4. 教育・人権・行財政改革施策

市地域協議会 大阪市 2026 年度予算への要請内容

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて、その効果について、検証を行うとともに、学校における働き方改革をさらに促進すること。

加えて、給特法等の一部改正により教職調整額が引き上げられ、処遇改善としては一歩前進と評価できるが、さらなる教育の質の向上と子どもの豊かな学びのため、長時間労働の是正や教員一律の加算、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保と労働条件の改善を行うこと。

給特法については、廃止もしくは抜本的な見直しを含め、引き続き国に求めること。

【背景】

時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守するよう、課題整理のうえ抜本的に業務を見直し、教員の働き方改革を推進していく必要がある。

課外授業等の外部委託の活用などによる負担軽減についても検証が必要。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、体制を更に拡大すること。

外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な支援を行うこと。加えて、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応可能な支援体制の整備を行い、適切な情報提供と理解促進を進めること。

また、「支援学級」については、支援を要する児童生徒数の増加に伴って支援担当 1 人あたりの受け持ち児童生徒数が年々増加しており、これによって当該児童生徒への支援の内容に偏在が発生しているとの声もあることから検証と対策を行うこと。

幼稚園においても同様に、支援を要する幼児や外国籍の幼児が増えている。預かり保育も含め、対策を行うこと。

【背景】

タワーマンションの建設などにより、中心区の児童数が急増し、結果、教職員や支援員の対応が追い付いていない状況がある。加えて、子供の不登校に対しての対策が不十分との声もあり、教職員や支援員の人材不足の影響も危惧される。

「支援学級」については、教職員のスキルによって効果に大きな差が生じるとの意見もあり、支援を要する児童数の推移を注視しつつ、様々な事例研究など行い、教育委員会として適切な対応が必要。

(3)すべての子どもたちに教育を保障すること

すべての子どもたちに、教育の機会を保障し、経済的負担の軽減、学習の機会と学力の底上げが図られるよう対応すること。

また、不登校児童・生徒等への支援、夜間中学の充実、帰国・来日児童生徒への十分な対応や、障がいの有無に関係なく、地域の学校に進学し、安心して学ぶことのできる条件整備など必要な措置を講じること。

【背景】

「子どもの貧困率」が高い大阪において、社会的な格差により拡大しつつある「教育格差」の問題が顕在化している。保護者の経済力が、学力に大きく影響するという事は、これまでの様々な調査で明らかになっている。

また、私たちが行った、大阪市民を主な対象としたアンケートにおいても、「学び」に対する関心は非常に高く、行政として、社会的弱者への学習機会の保障などについて包括的な視点での取り組みが求められている。

そのためにも教職員定数の改善、教職員や支援員等の労働条件を改善し、人材を確保をすることが重要である。

(4)子どもたちの学習環境整備について

①中心区を中心とした児童数の急増への対応について

大阪市においては、学校の統廃合が行われている一方、市内中心部では大規模タワーマンションなどの建設により児童数が急増し、特別教室の転用や校舎の増改築などが行われるなど学習環境の低下が懸念されている。

学校校舎の設備面などにより学ぶ機会が制限されることがあつてはならず、常に良好な学習環境が維持できるよう引き続き教育環境の充実に向けて取り組むこと。

加えて、こうした事態に陥らないよう「教育委員会」としても、都市計画について関係部局への働きかけなどに取り組むこと。

②災害時における校舎利用の課題について

学校における空調機器の整備について、普通教室では進んでいるが、特別教室や講堂・体育館への整備は遅れている。教科によっては特別教室の使用も必要なことから、空調機器の設置が必要である。また、

災害時には避難所となる小学校の講堂・体育館への空調機器の設置は、喫緊の課題であり、早急な対応を行うこと。

【背景】

7月の参議院選挙において各小学校の講堂・体育館が投票所として利用されたが、空調装置の整備がされていない場所がほとんどであり、従事者や投票に訪れた市民にとっても不快な状況であった。通常の使用にも支障があるが、災害が暑い時期に起きる可能性もあり、避難所となる場合は深刻な課題となる事が想定される。

③学校給食の充実について

学校給食については、学校現場、児童・保護者の意見をふまえ、十分な予算措置を行い、改善を図ること。

【背景】

学校給食については、本年6月には、東住吉区の小学校で、食器の洗浄が不適切で副菜の提供ができななどの事案が相次ぎ、一部の児童が弁当を持参したといった事態が生じた。民間事業者との業務委託契約に問題があり、こうした事態が繰り返されないよう、学校現場、児童・保護者の意見をふまえた「量」と「質」を備えた給食が提供されなくてはならない。

その他にも、給食設備の老朽化や、原材料費の高騰など、様々な課題があり、実態把握を行うとともに、改善のために関連予算の大幅な増額が必要。

④いわゆる「モンスターペアレント」対策について

教育現場における過剰な要求や不当なクレームへの対応が日常化すれば、本来の使命の遂行は困難となる。教員の職務環境を守り、教育の質を維持するため、大阪市として以下の観点を踏まえた対応を講じること。

・明確な対応指針の策定と周知

「モンスターペアレント」に該当する行為の定義や判断基準を明確化すること。

対応フローを統一し、教員が個別判断で抱え込まない仕組みを整えること。

・組織的対応体制の強化

校長・教頭・教育委員会を含む組織的対応を基本として個人対応を行わないこと。

・法務・心理職などとの連携体制を確立すること。

・啓発活動の推進

保護者向けの啓発資料を作成し周知を行うこと。

地域・PTA・教育委員会などの連携により、関係者を対象とした研修を実施すること。

【背景】

近年の学校現場においては、教育内容や学校運営に関する過剰かつ一方的な要求や不当なクレームを行う保護者、いわゆる「モンスターペアレント」への対応が教員の大きな負担となっている。これらの対応は、本来の教育活動に割く時間やエネルギーを削り、教員の心身の疲弊、ひいては教育の質の低下

を招く。

教員の職務環境の改善と教育活動の安定化を図るため、モンスターペアレント対応に関する制度的支援と体制整備が急務である。

(5) 学校の統廃合について

小・中学校の統廃合については、一時の人口増減をみるのではなく「街づくり」の長期的な視点からの判断が必要である。また、校区が広がることにより、通学の安全が担保されるか懸念が残る。加えて、廃校により土地を売却すると人口増加に転じた場合の学習環境の悪化に繋がる恐れもある。

さらに、「南海トラフ地震」に対するリスクが高まっている中、避難所となるべき小・中学校の統廃合は、防災面でも大きな懸念材料となる。

条例にもとづく小・中学校の統廃合については、廃止も含めて見直すこと。また、統合され廃校となった場合でも公共用地として確保し、安易な売却は行わないこと。

【背景】

大阪市の「大阪市立学校活性化条例」により、11 学級以下の小学校は学校配置の適正化を目的に統廃合の対象となっているが、対象数は 104 校で、今後とも 11 学級以下の状況が見込まれる 85 校が具体的な対象。

中学校は単学級の学年がある 5 学級以下の学校は 12 校、6～8 学級の学校は 28 校であり、将来推計により、今後とも 5 学級以下の状況にあると見込まれる学校は 7 校となっている。

区内のすべての小学校が対象となる区もあり、市はその対策として区を跨いだ児童の配置も検討されているとのことであるが、公の責任として、すべての児童が安全・安心に通えるよう、慎重な検討が必要。

また、防災面からも大きな懸念材料となる。

(6) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度の対象者や支給金額の拡充を積極的に国に求めること。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度や、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置の検討など、大阪市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、「大阪市奨学費」の拡充を図ること。

【背景】

関西域内でも京都・兵庫・奈良・和歌山で、また大阪府内でもいくつかの市町村で、中小企業の人材確保・府県内の就業定着策として企業支援を行っており、中小企業の従業員を対象とした奨学金の返済支援負担額の一部を補助する伴走支援型事業を実施している。

(7) 労働教育のカリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

【背景】

アルバイトについてもワークルールへの理解は重要であり、いわゆるブラックバイト、闇バイトへの対策にもなるため、就職予定者だけでなく中学での学校教育においても労働関係法令の学習機会が求められる。

効果的な学習とするためには、小学生から高校生まで段階的に学習に取り組める環境整備も必要。とりわけ、中学生を対象とした職場体験イベントの実施が効果的との声がある。

(8) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口の周知を行い、活用を促進するとともに、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進すること。

さらには、無意識による無理解や偏見（アンコンシャスバイアス）による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

【背景】

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例が施行されているものの、差別発言等の人権侵害行為は無くなっておらず、継続した対応が必要。

近年はインターネット上での人権侵害事案が深刻化しており、実効性のある対策を進める必要がある。

(9) 行政におけるデジタル化の推進について

行政のデジタル化の推進については、既存の手続きのデジタル化にとどまらず、市民にとって真に有用なものとなるよう、オンライン申請などの利便性の向上や、行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。加えて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、それらの前提として、情報漏洩や誤作動が起らないよう、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。

【背景】

情報格差（デジタルデバイド）対策を引き続き推進しつつ、個人にあわせた最適な手法や代替措置、救済措置も含めた環境整備の検討が重要。

(10) マイナンバー制度の定着と活用について

「マイナンバー制度」が、公正・公平な社会基盤として定着し、市民にとって有益なものとなるよう運用状況や経費面の課題、住民からの意見なども丁寧に把握し、制度の改善を国に要望すること。また、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及促進と利便性の向上については、制度の信頼性の確保、プライバシー保護などの安全性と個人情報管理体制の確立が大前提であり、必要な対応を国に対して求めること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することにより、期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、市民に混乱が無いよう周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

【背景】

・マイナンバーカード保有枚数率

＊全国 73.5%：大阪府 71.9%（全国 40 位）

＊全国指定都市 73.3%：堺市 72.8%・大阪市 71.6%

・マイナンバーカードの『2025 年問題』。2025 年は、マイナンバー制度が始まって 10 年目。カード本体を更新しなければならない人が約 1200 万人。さらにマイナポイント事業開始から 5 年で、2020 年にマイナカードを取得した人は、電子証明書を更新する必要がある、こちらは約 1580 万人。

連合の方針では、「公正・公平な税制と安心・信頼の社会保障制度を実現するために、正確な所得捕捉が必要」「マイナンバーとすべての預貯金口座のひも付けを行うことで、支援を必要とする層への『プッシュ型支援制度の構築』と、『金融所得課税を含む所得税の総合課税化』の実現をめざす」となっている。現状では個人情報管理の不適切事案が多々生じており、理解促進・普及の前提として、安心して使用できるような個人情報の管理体制の構築及び強化が必要。

(11) 市民の政治参加への意識向上に向けて

有権者の利便性と投票機会の向上のため、人の往来が多くある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。

加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式への変更を検討すること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会との連携により、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

加えて、業務の性質上、一定の業務繁忙はやむを得ないが、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」の趣旨も踏まえ、従事される職員の業務軽減について検討すること。

(12) 大阪市の財政状況と今後の税収見込みについて

大阪経済は、全体的に回復基調と言われているが、物価高騰の影響による個人消費の落ち込みや、労働力不足の影響を受けている産業などもあり、今後の見通しは不透明な状況となっている。一方で、2025 年の大阪・関西万博にかかる多額の公費負担もあり、これらの状況が、大阪市の財政に影響を及ぼすことを危惧している。

自治体財政の硬直化は、市民生活に直接影響を及ぼすこととなる。こうした影響を最小限にとどめることは当然であるが、一方で、市民の暮らしの安全や安心のための支出が滞る事態になっては本末転倒である。

また、今後の中長期的な財政状況と財政調整基金の現状についても明らかにすること。

また、この間、私たちが市民を対象に行ったアンケートや意見交換会では、「物価高騰」「実質賃金の低下」「手取りの減少」といった可処分所得の圧迫に関する切実な声が多く寄せられおり、物価の高騰に対応した施策が求められていることから、積み上がった財政調整基金をどのように使うのかについて、市民の関心が高まっている。

生活を支える減税と財政運営の見直しによる「市民生活の安定」と「地域経済の活性化」にむけた積

極的な施策展開を行うこと。

【背景】

・生活を支える減税と財政運営の見直しによる、市民生活の安定と地域経済の活性化を
「物価高騰」「実質賃金の低下」「手取りの減少」といった可処分所得の圧迫に関する切実な声が寄せられている。また、「税金が適切に使われていない」「納税者への見返りが無い」といった、財政の使途や公平性への不信感も根強い。これは、消費行動の抑制や将来不安を招き、市民生活のみならず地域経済の活力にも影響を及ぼしている。

ついては、以下の対応などについて検討が必要。

- ・住民税の軽減措置拡充と柔軟運用
- ・税金の「見える化」と納税者への還元策
- ・生活支援と経済政策の一体化

(13) 区行政の充実について

区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に合った施策・事業が総合的に展開できるよう、区役所と市役所の他の部署との連携の在り方を見直し、予算・権限・人員を充実させること。

2025（令和7）年度当初予算において、区長（区CM）編成にかかる予算として約264億円が計上されているが、市民からは、「その使途や効果について十分な説明がなされておらず、どのように使われているのか分からない」との声が多く寄せられている。

区長（区CM）編成予算は、地域の課題解決やまちづくりに直結する重要な財源であり、その使途が市民に分かりやすく示され、成果が的確に評価されることで、市民の信頼と参画が促進されることから、以下の点について対応を求める。

- ・予算情報の可視化
- ・成果評価の導入と公表
各事業に評価指標を設定し、達成度を公表する。
- ・市民参加の拡充
予算編成段階での市民意見募集を拡充
提案型予算制度の導入や拡充
- ・説明責任の強化
区長（区CM）による予算執行報告会の開催など

【背景】

「新・市政改革プラン」では区役所業務の集約化についての記載もあるが、効率化のみを求めるのではなく、区行政の充実の観点から施策の展開が図られるよう要請する。とりわけ、「新・市政改革プラン」で謳われている「ニア・イズ・ベターの徹底」には、地域の課題を的確に把握し、粘り強く問題解決に取り組むことが出来る「区役所職員」が必要であり、各区役所の、更なる予算・権限・人員の充実が必要。

一方、区によるインフラ維持補修について、区予算としての実施計画となっているが、実情は、事業部局が市全域を考慮し策定しているため、ほとんど区の意見が反映できていないとの声もある。「ニア・イズ・ベター」の観点から、区としての主体的な対応が行える仕組みが必要。

また、区役所として、区域内の事業者や労働組合（労働者）の意見を聞く場を積極的に設けることにより様々な観点（防犯・防災・地域活性化など）で協力関係の醸成につながるものと考えており対応を求めたい。

5. 環境・食料・消費者施策

市地域協議会 大阪市 2026 年度予算への要請内容

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

大阪市が取り組んできた「食べ残しあかんで OSAKA」（大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度）の登録飲食店舗のさらなる拡大のため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

市民に対し、生ごみの減量施策の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」の実践による「生ごみ3きり運動」や、「食べ残しゼロ」を目的とした「3010 運動」について、インバウンド需要による外食需要を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。

また、2025 年 5 月 12 日に公正取引委員会が、食品業界の商慣習である「3 分の 1 ルール」が独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性を指摘したことを受け、大阪市としても事業者に対する周知を行い、商慣習の見直し（納品期限の緩和、適正発注等）に向けた取り組みを推進すること。

現状、個々の取り組みについての認知度は低いと言わざるを得ないことから、産・学とともに多様な団体の連携により、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

【背景】

2030 年度の目標達成に向け、大阪食品ロス削減コンソーシアム、ネットワーク懇話会などを活用し、各種取り組みの情報共有を図りながら、継続的に実施する必要がある。

「食べ残しゼロ」を目的とした「3010 運動」については、さらなる効果的な啓発活動やドギーバック活用を推奨するなどの取り組みが必要。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行うこと。

また、フードバンク活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO 等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。

さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用すること。

さらに、地域によって取り組みに濃淡が出ないよう関係先との連携をはかること。

【背景】

フードバンク活動は、食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足にあり、運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。

フードバンクの支援を必要とする人に支援を的確に繋げるため、自治体においては情報提供・情報発信

とマッチング支援が求められる。市町村をまたがる活動も多く、大阪府との連携した取り組みが必要。
防災備蓄品の更新時に生じる廃棄品（消費期限前）の積極的な活用の呼びかけも必要（*防災部局）

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化している。

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレームの抑止・撲滅を推進し、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」を実現するためにも、包括的な条例やガイドラインの早急な整備が求められている。

民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け、審議会等の環境整備を図ること。

条例案の策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

また、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、体系的な消費者教育を学校・地域・企業を通じて展開すること。

【背景】

近年、カスタマーハラスメント（カスハラ）は、従業員のメンタルヘルスや職場環境に深刻な影響を及ぼす社会問題として注目されている。

大阪市内でも、特に接客業や医療・福祉分野において、暴言・威圧的態度・不当な要求などの被害が報告されており、現場では対応に苦慮している。

東京都では2024年に「カスタマーハラスメント対策推進条例」を制定し、事業者に対して従業員保護のための措置を義務づけるなど、先進的な取り組みが進んでいる。

大阪市としても、他自治体の先行事例を参考にしつつ、独自の実情に即した制度設計を行う必要がある。

消費者側の意識改革も不可欠であり、単なるルールの整備にとどまらず、市民一人ひとりが「相手を思いやる消費行動」を実践できるよう、教育・啓発の両面からのアプローチが求められる。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生をも対象とした消費者教育は急務となっている。。

学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。

【背景】

大阪市では、成年年齢の引き下げなどの社会情勢に対応し、消費者のさらなる自立を図るために2023年4月に「大阪市消費者教育推進計画」を策定し、消費生活をめぐる社会的状況や消費者からの相談内容などを踏まえて、消費者教育が取り組まれている。

公共交通機関においては、関西の鉄道事業者 19 社局が 2025 年 3 月に「乗降時のマナー（出入口ふさぎ）」をテーマにした共同キャンペーンを実施するなど、マナー向上に向けた取り組みが進められている

駅構内や車内での迷惑行為や犯罪行為は依然として発生しており、事業者任せでは限界がある。特に、女性や高齢者、障がい者など、移動に不安を抱える人々にとって、公共交通の安全性は生活の質に直結する問題であり、行政による支援と制度的な保障が重要である。

(5) 特殊詐欺被害（加害）の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、2024 年には認知件数 2,658 件、被害額約 64 億円と過去最悪の水準に達しており、未然防止対策の強化が求められる。

特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

一方で、SNS などを利用した、いわゆる「闇バイト」といった事件では、若年層を中心に、知識がない事を利用され、意図せず重大犯罪の加害者となってしまう事案も発生している。若年層を中心に強く注意喚起を行うこと。

これらの周知にあたっては、この間、ホームページや SNS など、幅広い広報媒体を活用して周知が図られているが、若年層については、リスティング広告の活用、SNS などを活用したプッシュ型の啓発について検討を行うこと。また、高齢者については、従来型のチラシ・ポスターなどでの周知について充実をはかること。

【背景】

特殊詐欺の手口は年々巧妙化しており、SNS 型投資詐欺やロマンス詐欺など、従来の電話型詐欺に加えて新たな形態が急増している。大阪府では 2025 年（令和 7 年）に「大阪府安全なまちづくり条例」を改正し、特殊詐欺等の定義拡大、金融機関や ATM 設置者への義務付け、電子マネー販売時の確認強化など、包括的な対策を講じている。

しかし、条例の内容が市民に十分に周知されているとは言い難く、特に高齢者層への情報伝達には課題が残る。高齢者が携帯電話で通話しながら ATM を操作する行為の禁止や、金融機関による振込上限額の設定など、条例に基づく具体的な行動変容を促すためには、紙媒体や音声・動画を活用した多様な啓発手段が必要である。

また、SNS 等を通じて若年層が詐欺の「実行犯」として巻き込まれるケースも増加しており、加害者側の抑止も視野に入れた教育・啓発が重要である。家族や金融機関、店舗などが高齢者に声をかけやすい環境づくりと、地域ぐるみでの見守り体制の強化が不可欠である。

(6) 2050 年「ゼロカーボンおおさか」に向けた取り組みについて

「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」がめざす「2050 ゼロカーボンおおさか」の実現に向けて、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、具体的な支援内容についても明らかにすること。

とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。

【背景】

大阪市では「ゼロカーボンおおさか」の実現に向けて、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標を掲げ、地域脱炭素先行地域としての取り組みを進めている

一方で、市民や中小企業に対する情報提供や支援制度の周知が不十分であり、行動変容につながっていない点も課題である。

また、再生可能エネルギーの導入においては、コストや設置スペースの問題から導入が進みにくい状況にある。

産業界においても、脱炭素化は「制約」ではなく「成長の機会」として捉えられており、行政としても規制緩和や技術導入支援、グリーンファイナンスの活用など、成長を後押しする政策支援が重要である。

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

2021年3月に策定された「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入促進などに取り組むこと。

具体的には、市民や事業者の再生可能エネルギーや省エネ設備導入等の支援や、再生可能エネルギーに関する技術開発や、スマートグリッドの構築に関する支援を拡大すること。

また、「再エネ100宣言 RE Action」アンバサダーとして、啓発や企業向けの啓発を強化すること。

【背景】

大阪市では、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー効率の向上、レジリエンスと電力需給調整力の強化、エネルギー関連産業の振興とあらゆる分野の企業の持続的成長について、各種取組が行われている。

再エネの導入が進む一方で、発電量の変動性や夜間の電力供給といった課題に対応するためには、蓄電池の普及とともに、地域全体で電力を最適に制御するスマートグリッドの整備が不可欠である。

大阪府と共同設置している「おおさかスマートエネルギーセンター」において、情報提供や技術支援が行われているが、さらなる民間投資を呼び込むためのインセンティブ設計も必要である。

再エネ導入の拡大は、地域経済の活性化や雇用創出にもつながる可能性があり、単なる環境対策にとどまらず、成長戦略の一環として位置づけるべきである。

(8)害鳥獣（カラス・ネズミ等）対策の充実について

繁華街の近接エリアなどで害鳥獣（カラス・ネズミ等）による不快な状況が散見されている。とりわけ、カラスによるごみ荒らしや騒音、威嚇行動が市民生活に支障を与えている。特に、ごみ出しルールが徹底されない地域や時間帯において被害が顕著であり、景観の悪化や衛生環境の低下を招いている。

市民の安全と環境美化の維持には、効果的なカラス対策とごみ出しルールの周知徹底が不可欠であり、以下のような対策を検討・実施すること。

- ・ごみ出しルールの周知徹底
多言語化・イラスト化されたルール冊子の配布
広報紙、地域回覧板、SNS等を活用した継続的な啓発
- ・ルール違反のごみ出しに対する指導の強化
- ・防鳥設備の整備・更新
防鳥ネットの導入に対する助成

ハトなどへの餌やりに起因するトラブルに関しても、餌やり禁止ルールを徹底し、違反者への指導を行うなど実効性のある対策に取り組むこと。

鶴見緑地でのアライグマ、河川でのヌートリアの繁殖なども確認されており、生態系への深刻な影響も懸念される。市民への啓発を行うとともに実効性のある対策に取り組むこと。

【背景】

カラスやネズミによる被害の防止は、市民一人ひとりの協力と行政の効果的な施策の両輪によって達成されるものである。大阪市は、市民と協働しながら防鳥・防鼠対策を包括的に進め、環境美化と安全・安心な生活環境の確保を図るべきである。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

市地域協議会 大阪市 2026 年度予算への要請内容

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、これら設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。設置後の補修や更新に対する補助制度について検討すること。

加えて、バス停についても、バリアフリー対応となるよう、さらに整備を進めること。

高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、行政、民間、地域の協働による「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向け意識啓発を強化すること。

【背景】

2025 年大阪・関西万博の開催により、国内外から多くの来訪者が大阪の公共交通機関を利用しており、鉄道駅や空港などのバリアフリー化の重要性が一層高まっている。国土交通省が創設した「鉄道駅バリアフリー料金制度」により、主要鉄道事業者ではホーム柵やエレベーターの整備が進められているが、これらの設備は設置後の維持管理や更新に多額の費用を要するため、長期的な運用が課題となっている。

また、2024 年 4 月に施行された改正障害者差別解消法により、公共交通機関における「合理的配慮」の提供が義務化されたが、現場では人的リソースの不足や対応スキルのばらつきが課題となっており、介助者の育成や教育体制の整備が急務である。さらに、ハード面の整備だけでなく、市民一人ひとりが障がい者や高齢者に対する理解と配慮を持つ「心のバリアフリー」の実現が求められており、地域・民間・行政が連携した意識啓発の取り組みが不可欠である。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する場合の費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、独自の財政支援策も検討すること。

【背景】

鉄道駅における安全対策の一環として、可動式ホーム柵の設置が進められている。

大阪市においては、可動式ホーム柵等の整備に対する補助制度について、1日あたりの利用者が10万人未満の駅についても対象としており、転落及び接触事故の発生状況、駅やホームの構造及び利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案して特に優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等整備も補助対象としている。

設置後の補修・更新に対する支援制度は明確に整備されておらず、設備の老朽化に伴う安全性の低下が懸念される。さらに、可動式ホーム柵は高額な設備であるにもかかわらず、固定資産税の軽減措置は時限的であり、鉄道事業者の財政的負担が継続している。

こうした課題に対応するためには、設置・維持・更新の各段階における財政支援の強化と、税制面での恒久的な優遇措置の導入が不可欠である。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。また、道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

【背景】

国民生活を支えるインフラ整備に寄与するための「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき、大阪府へは引き続き安全運行確保の為の予算措置を求めている。

いわゆる「2024年問題」により、トラック運転手の労働時間規制が強化され、休憩や荷待ちのための駐車スペースの確保が急務となっている。現在、SA・PAや道の駅の利用が増加しているが、都市部では貨物車専用の駐車スペースが不足しており、違法駐車や路上荷捌きによる渋滞・事故リスクの増大が懸念されている。

このため、物流インフラの整備とともに、都市空間の有効活用による多目的スペースの創出が、交通安全と労働環境の両面から重要な政策課題となっている。

(4) 自転車等の交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境を確保するため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図ること。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。

特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることから、制度の周知徹底を図るとともに、教育機関・事業者と連携した啓発活動を強化すること。

また、2023年4月以降、自転車の運転の際にヘルメットの着用が努力義務とされたことから、普及促進

のためのヘルメット購入費用の補助制度の創設を検討すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

【背景】

2025年大阪・関西万博の開催により、国内外から多くの観光客が大阪を訪れており、自転車や電動キックボードなどの新モビリティの利用が急増している。こうした中、交通ルールやマナーを十分に理解していない利用者による事故やトラブルが懸念されており、特に外国人観光客に対する多言語でのルール周知やレンタル事業者による指導体制の強化が急務となっている。

また、大阪府では自転車事故による死傷者数が依然として高く、令和5年時点でのヘルメット着用率は全国ワーストという深刻な状況にある。

さらに、2023年の道路交通法改正により、電動キックボードの規制が緩和されたことで、免許不要での利用が可能となったが、ルールの理解不足による違反行為が多発しており、歩道走行や逆走などの危険行為が社会問題化している。

2026年4月から、自転車にも青切符制度（交通反則通告制度）が導入され、軽微な違反に対して反則金の支払いが義務化される。（対象は16歳以上、信号無視やスマホ運転など約113種類の違反が対象、反則金は3,000円～12,000円程度）

制度の施行を待たずとも、交通ルールの周知や安全教育の強化、重点的な取り締まりの実施が重要であり、市としても学校・地域・企業と連携した啓発活動を積極的に進めることが求められる。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や、通学・通園中の児童が巻き込まれる事故を受け、こうした事故を防止するため、改めて、危険箇所がないか総点検を実施するとともに、特に、保育施設等の周辺道路への安全確保対策を行うこと。

また、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所が散見されることから、必要なメンテナンスを行うこと。

また、運転手への周知を目的とした交通安全週間などの期間を活用したキャンペーン等を実施すること。

【背景】

保育施設周辺や通学路における交通事故のリスクが依然として高く、特に未就学児や低学年児童の安全確保が喫緊の課題となっている。

また、近年全国で相次いで発生している道路の陥没事故を受け、インフラの老朽化に対する緊急点検と予防的な補修が重要である。特に保育施設周辺や通学路においては、ガードレールの未設置や白線の消耗、夜間照明の不備など、子どもたちの安全を脅かす要因が多数存在する。

大阪府警が定める「通学路等における幼児、児童、生徒等の安全確保に関する指針」でも、歩道と車道の分離、照度の確保、防犯設備の設置、地域との連携による見守り体制の構築などが推奨されており、これらを踏まえた総合的な安全対策が必要である。

(6) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。

IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保など、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力を強化すること。

災害時における避難所について、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。

発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した訓練を行うこと。

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比7:3）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

行政区の境界付近の住民に対し、隣接区の避難所の情報などが的確に提供されることが、緊急時の避難に効率的である。ハザードマップ等には隣接区の情報が記載された資料作成や広報を行うこと。

地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化を行うこと。

【背景】

大阪では、南海トラフ地震などの大規模災害への備えが喫緊の課題となっており、避難所の整備と運営体制の強化が重要である。

行政での防災対応については、とりわけ発災時には限界がある。そのため市民一人一人の防災への意識向上や準備が非常に重要。

そのためにも、的確な情報発信、防災意識・知識の向上、福祉対策の観点で平時から準備を行う必要がある。

ハザードマップや防災マニュアルを活用し、避難場所の確認・防災用品の準備など市民が個々に自発的に対策できるように、継続した啓発活動が必要である。

能登半島地震においては、介助が必要な方の福祉避難所が不足し受入れが困難な状況が続いたため、福祉避難所の指定を促進しあらかじめ災害時の対応を想定しておく必要がある。

災害関連死を防ぐためにも、避難所・トイレ等の衛生環境を早期に整えることが重要であり、運営については、女性の視点を取り入れ安心・安全につなげていかななくてはならない。

また、防災士の養成以外にもケガによる応急措置ができるよう救急救命講習等、災害時に一人ひとりが何かできるための教育も必要。

区境の住民は、当該居住区の避難所より、隣接区の最寄りの避難所が近い場合があり、ハザードマップ等に隣接区の情報が記載された資料を作成することや広報を行うことが緊急時の効率的な避難につながる。

(7) 地震発生時における初期初動体制について

「南海トラフ地震」のリスクが高まっているなか、大阪市役所においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員の比率が高まっており、改めて、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保する

こと。

震災発生においては、少なくとも 24 行政区においては、「直近参集」が有効に機能するよう対策を講じること。

日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めること。

企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

【背景】

南海トラフ地震の発生が懸念される中、地震発生直後の「72 時間」が人命救助の分岐点とされており、初期初動体制の確立は極めて重要である。

大阪市では、人員削減に伴い非正規の職員が増えており、災害発生時の対応に不安がある。公権力の行使や業務執行（業務命令の発出）の面からも正規の自治体職員確保は必須。必要な財政面の確保や自治体間の応援体制（平時の人事交流）の強化などについても検討が必要。

災害時には女性が特有の困難に直面することが多く、避難所や一時滞在施設においては、プライバシーの確保、性被害の防止、生理用品や授乳スペースの確保など、女性の視点を反映した対応が不可欠である。現状では防災会議や初動対応チームにおける女性の参画が限定的であり、意思決定過程に女性の声が反映されにくいという課題がある。

企業においても、災害時に従業員や来訪者を一時的に受け入れる体制の整備が求められており、常設の災害ボランティアセンターや地域との連携による備蓄・訓練の強化が必要である。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

① 災害危険箇所の見直しについて

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、想定以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域における未然防止の観点から日頃の点検や対策を講じること。

大阪市内といえども地域ごとで実態は様々であり、地域の状況に合わせたきめ細かいサポートが必要であることから、区の防災担当の機能強化を行うこと。

【背景】

近年の気候変動の影響により、線状降水帯やゲリラ豪雨などの局地的な豪雨が頻発しており、想定を超える土砂災害や浸水被害が各地で発生している。特に、都市部における傾斜地や老朽化したインフラ周辺では、リスクが高まっており、災害危険箇所の見直しと早期対策が急務である。

さらに、災害弱者の避難支援体制の整備や、地域住民による見守り体制の構築も重要であり、大阪市の場合は行政区の防災担当の体制強化を行い、地域事情に応じた地域防災計画の見直しとともに、住民参加型の防災訓練や情報共有の仕組みづくりが重要である。

② 防災意識向上について

大規模災害が発生した場合に備えて「自助」「共助」「公助」の役割分担を正しく意識するためにも、日頃からの防災意識を高め、継続的な広報・啓発活動が必要である。

外国人居住者の増加に伴い、言語や文化の違いによる情報格差が災害時の避難行動に影響を及ぼす可能性があることから、「おおさか防災アプリ」などの多言語対応機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。さらに、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

ハザードマップの内容が誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図ること。

区境の住民は、当該居住区の避難所より、隣接区の最寄りの避難所が近い場合もあることから、隣接区の情報が記載されたハザードマップなどの資料作成、広報を行うこと。

大規模災害発生時に市民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

【背景】

近年の気候変動の影響により、線状降水帯や局地的豪雨による風水害が頻発しており、地域の地形や河川状況に応じた避難行動が重要である。特に湾岸部、都市部の低地などでは、短時間での浸水などへ砂災害のリスクが高く、住民一人ひとりが自らの居住地のリスクを把握し、適切な避難行動をとるための防災意識の向上が不可欠である。

また、外国人居住者の増加に伴い、言語や文化の違いによる情報格差が災害時の避難行動に影響を及ぼす可能性がある。多言語対応や視覚的な情報提供（ピクトグラム等）の強化は、災害時の混乱を防ぐためにも重要である。

さらに、女性にとっては、避難所でのプライバシーの確保や育児・介護への対応、性被害のリスクなど、災害時に特有の困難が存在する。こうした課題に対応するためには、避難行動の段階から女性の視点を取り入れた情報提供や訓練が必要であり、地域防災計画や企業のBCP（事業継続計画）にもその視点を反映させることが重要である。

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

大阪市では、今後の人口減少や高齢化の進展などにより地域交通をめぐる環境の変化を見据え、民間事業者による新たな技術を活用した「AI オンデマンド交通」＝「オンデマンドバス」の社会実験が取り組まれてきた。

地域住民からは、利便性も高く、運行の継続や、エリアの拡大などの要望も出されている。

2025年中の運行実績を検証するとともに、地域のニーズをふまえ、エリア拡大などのサービスの充実について検討すること。

運行がスタートしている「日本版ライドシェア」については、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。とりわけ、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

【背景】

交通網が発達している大都市であっても、高齢者や障がい者など、移動に関するハードルが高い市民がおり、こうした移動困難な事象を抱えている市民が、必ずしも鉄道やバスの利用が容易に利用できるエリアに居住しているとは言えない状況もある。

このような「交通弱者」に対して、誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、必要な対策を講じるべきである。

加えて、今後の人口減少、超少子高齢化社会を見据え、自治体の役割として大阪市としても積極的な地域公共交通への関与が必要である。地域活性化に向け、乗る人も乗らない人も含め、地域全体で公共交通のあるべき姿の検討が必要である。

(10)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪市内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

【背景】

上下水道インフラの多くで老朽化が進行している。2024年の能登半島地震では、耐震化が進んでいなかった地域で、約14万世帯が長期間にわたり影響を受けた。

また、2021年の和歌山市では水管橋の崩落により約6万世帯が断水するなど、インフラの老朽化が市民生活に直結するリスクが顕在化している。

一方で、そうしたインフラの維持・管理にあたる技術職員の高齢化や人材不足が深刻化しており、上下水道の維持管理に必要な技術の継承が課題となっている。特に、災害時の迅速な復旧や、PFASなどの新たな水質リスクへの対応には、専門的知見を持つ人材の確保が不可欠である。

PFAS（PFOS・PFOA）については、大阪府内でも複数の地点で国の暫定目標値（50ng/L）を超過する事例が報告されており、これらの地点では水源の切り替えや使用中止などの対応が取られているが、住民の不安は根強く、行政による継続的な調査と情報公開が求められている。

また、災害時や断水時には、女性や子育て世帯にとって特有の困難が生じやすく、トイレや衛生環境の確保、乳幼児の水利用などにおいて、性別やライフステージに応じた配慮が必要である。こうした視点を上下水道の整備・運営計画に反映させることも、今後の重要な課題である。

(11)空き家対策の推進

大阪市においては、空家等対策特別措置法に基づき、2021年度から2025年度を計画期間とする「大阪市空家等対策計画（第2期）」により、空家等対策に取り組まれているが、依然として「特定空き家」（そのまま放置すると倒壊や衛生上の問題、景観を損なうなど、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家）が、全市で820件（令和5年3月末）存在しており、老朽化住宅が集中するエリアでは、防災上

のリスクが高まっていることから、以下の内容について検討・対応を行うこと。

- ・特定空き家対策の迅速化
 - ・所有者不明物件に対する財産管理制度・略式代執行の活用
- ・利活用促進と制度周知の強化
 - ・空家バンク、改修補助、防災空地活用など既存制度をまとめた「ガイドブック」の作成、配布。
 - ・空家活用事例（子ども食堂、高齢者サロン、創業スペース等）を可視化し、情報発信。
 - ・商店街活性化との連動事業の拡充。
- ・地域・民間との連携推進
 - ・区民参加型の空き家マッチングイベントなどや相談会の定期開催。
- ・街づくり資源としての積極活用
 - ・空き家・空き地を活用した公共空間（まちかど広場、防災拠点、コミュニティカフェ等）整備の推進。
 - ・若者・子育て世帯・起業希望者向け低家賃住宅や店舗への転用支援。
 - ・福祉・子育て・地域交流など複合的機能を持つリノベーション事業への優先補助。

【背景】

大阪市内の空き家は約 28.6 万戸、空き家率は 17.1%と全国平均を上回り、老朽化や管理不全による危険性、防災・防犯面での課題、景観悪化、地域コミュニティ衰退など多様な問題を引き起こしている。一方で、適切に活用すれば地域活性化や街づくりの資源となり得るものである。

空き家対策は、危険除去と景観保全という防御的側面と、地域活性化・街づくりという攻めの側面を併せ持つべきである。大阪市として、現行計画の方針を深化させ、迅速な是正措置と積極的な活用支援を両輪で推進し、市民とともに安全・魅力ある都市環境を形成すべきである。

(12)公衆喫煙所の整備の強化

大阪市は、2025 年 1 月 27 日から「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正し、路上喫煙禁止区域を市内全域に拡大するとともに、規制対象に加熱式たばこを追加した。

路上喫煙防止条例の全域化は、生活環境改善の一步ではあるが、その実効性を高めるには、違反防止策と利用可能な喫煙所の確保を両立させることが不可欠である。大阪市は、市民・事業者・観光客が安心して利用できる分煙環境を整備し、喫煙者・非喫煙者双方の権利と健康を守る都市環境づくりを進めるべきである。そうした観点から以下の点について検討・対応を行うこと。

制定した条例の実効性の向上を図るため、違反行為の発生状況や過料徴収実績を定期的に公表することや、駅前・繁華街など違反多発区域での巡回指導員配置や警告表示の強化、観光客に向けた多言語表示や視覚的サインの拡充などを検討・実施すること。

公衆喫煙所の計画的整備については、市が主体となり、駅周辺・繁華街・観光地・公園など公共性の高い場所に、市指定喫煙所を計画的に設置すること。また、喫煙所の立地計画にあたっては、地域住民、施設管理者、民間事業者、健康福祉の専門家、喫煙者代表等が参画する協議体を設置し、現場の実情を踏まえた整備方針を策定すること。

喫煙所については、設置費用だけでなく、清掃・消臭・設備更新等の維持管理費に対する補助制度の創設を検討すること。とりわけ、民間設置喫煙所に対する市の技術的・財政的支援を拡充し、継続運営を支

えること。

市内全喫煙所の位置情報を、公式サイトや観光案内アプリ等で多言語対応し提供するとともに、喫煙所への案内標識や路面表示を設置し、違反抑止と利用促進を両立させること。

【背景】

大阪市は、2025年1月27日から「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正し、路上喫煙禁止区域を市内全域に拡大するとともに、規制対象に加熱式たばこを追加した。

しかし、条例の実効性を高めるには、禁止区域での違反抑止策とともに、喫煙者・非喫煙者双方の立場に配慮した公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が不可欠である。

(13) 魅力ある「まちづくり」の進展について

大阪市は、2024年度を始期とする「大阪市未来都市創生総合戦略」を策定し、「エリア別のまちづくりの方向性」を示した。しかし、その内容は「大阪のまちづくりグランドデザイン」や「都市再生緊急整備地域」に位置付けられているエリアごとの施策紹介にとどまり、市全体を俯瞰した包括的な「都市計画」とは言い難い状況である。

大阪市として、住民目線に立った総合的な街づくりの「都市計画マスタープラン」を早急に策定することが求められており、住民をはじめ多様なステークホルダーとの連携・協働を基盤とし、魅力あるまちづくり計画となるよう策定を進めること。

【背景】

・未利用地の活用不足

令和6年8月時点で市が保有する未利用地は501件（約182万㎡）にのぼり、そのうち有償活用に至ったのはごく一部で、多くが放置状態にある。特に周辺区では空き地が目立ち、不法投棄や治安悪化の懸念が高まっている。地域活性化の観点から、地域住民との協働による有効活用が急務である。

・空き家・空き店舗の増加

総務省統計局の調査では、大阪府の空き家率は全国平均を上回っており、市内でも周辺区を中心に増加傾向が続く。市営住宅でも空き住戸が解消されず、近隣商業施設の閉店による生活利便性の低下が指摘されている。特に高齢入居者にとっては代替施設へのアクセスが困難であり、新たな観点からの利活用が必要である。

・密集市街地と防災課題

JR環状線外縁部には老朽化した木造住宅が密集し、空き家や防災上の課題が顕著である。南海トラフ地震のリスクも高まりつつあり、平時から復興を見据えた街づくり計画と広範な関係者による協議体の設置が必要である。

・縦割り行政による計画の不整合

小中学校の廃校・建替え計画と防災計画が連動せず、施設の総合活用が進んでいない。例として、学校屋上プールの水や施設の垂直避難活用が検討されていないなど、防災資源としての位置付けが不十分である。

・人口動態と公共サービス供給の不均衡

市内中心部では学校統廃合が進む一方、大規模マンション開発で人口が急増し、学校園の定員不足が発生している。短期的な人口増減ではなく、長期的な街づくり計画に基づく判断が不可欠である。特に

小中学校は避難所機能を有するため、防災面でも慎重な統廃合判断が求められる。

- ・無秩序開発の懸念

計画性を欠いた開発は都市の魅力と機能を損なう恐れがある。区役所、政策企画室、危機管理室、計画調整局、教育委員会など関係部局が横断的に連携し、総合的な都市マネジメントを行う体制構築が必要である。

(14) 鉄道立体交差事業の推進について

- ・城東区・鶴見区：JR 学研都市線
- ・住吉区：南海高野線

鉄道路線は非常に重要な公共インフラであるが、地平を走る区間については、踏切による交通渋滞の発生など、市民生活に悪影響も与えており、こうした状況を改善するためには立体交差事業の着実な進展が必要である。

現在、大阪市内においては東淀川区の淡路駅を中心に立体交差事業が行われているが、私たちが市民を対象に行ったアンケートや意見交換会では、いまだ事業化されていない JR 学研都市線の京橋駅や放出駅近傍や、住吉区を走る南海高野線について立体交差事業を実現してほしいとの要望が多く寄せられている。

大阪市としてこれらの区間の立体交差化に向けた昨年度から検討状況の進捗などについて明らかにし、早急に事業化を行うこと。

(15) 大阪・関西万博終了後のレガシー活用と地域経済・まちづくりについて

2025 年 4 月～10 月の期間で開催されてきた「2025 大阪・関西万博」は、市民生活や経済、都市環境に大きな影響を与える国際的イベントである。その成果を一過性のものとせず、開催終了後も市民や地域が恩恵を享受できる「レガシー」として残すためには、万博関連施設やインフラ、人的ネットワークを持続的に活用する計画の策定と実行が不可欠である。大阪市として、万博終了後の具体的な活用戦略を早期に示すこと。また、地域経済やまちづくり、環境・文化振興に結びつけるため、以下の内容について要請する。

- ・跡地活用の明確化と市民参画

万博終了後の夢洲利用方針を早期に公表し、市民・地域事業者・専門家を交えた協議体で計画を策定すること。その際には、交通・防災・環境・経済の各視点を統合したマスタープランとすること。

「大屋根リング」について、北東部分およそ 200 メートルを残したうえで、周辺を市営公園として整備するとの事だが、多額の経費が発生することが想定されており、新たな市民負担とならないよう対応すること。

- ・地域経済への長期波及策

万博で得られた観光のノウハウを活かし、国際イベント誘致や地域製品の販路拡大に結びつけること。

- ・環境技術・SDGs 取組の定着

万博で実証された脱炭素・循環型社会モデルを市内の公共施設・民間事業所に普及させること。会場周辺やアクセス路の環境美化・緑化を継続し、市民参加型の環境活動と結びつけること。

- ・文化・交流の継承

万博で形成された国際的な人的ネットワークや文化イベントを継続開催する仕組みを構築すること。

学校教育・生涯学習の中に万博の成果を組み込み、次世代への継承を図ること。

【背景】

大阪・関西万博は、開催そのものだけでなく、終了後に市民と地域に価値を残せるか真価が問われており、大阪市は、閉幕後を見据えた総合的な計画を明確化し、経済・環境・文化・都市づくりの全分野で持続可能なレガシーを構築すべきである。

現状では、会場跡地の活用計画が不透明であり、万博閉幕後の夢洲跡地利用について、開発スケジュールや用途方針が市民に十分周知されていない。また、交通・物流インフラ整備との整合性や、防災・環境負荷軽減の視点が明確でない。

さらに、地域経済効果の持続性不足の懸念についても課題である。万博期間中は観光需要が高まるが、終了後に急減し、関連産業や雇用が縮小する可能性にどの様に対応するのか。また、開催都市である大阪市がどのような形で長期的に利益を享受できるのか、仕組みづくりが不十分で市民にとっての不安材料となっている。

また、環境・持続可能性についての担保についても不安がある、例えば万博で導入された環境配慮技術や脱炭素の取組が、終了後に途絶する恐れはないか。閉幕後の会場を取り壊す際の廃棄物、工事に伴う交通渋滞をはじめ、自然環境負荷への対応も課題となっている。

文化・交流資産の継承不足についても、万博を契機に構築される国際交流・文化活動のネットワークを、閉幕後も維持・発展させる具体策が見えず課題となっている。

(16)都市の緑化と街路樹の計画的な管理について

大阪市においては、都市環境の向上や景観形成、防災・環境保全の観点からも、計画的かつ持続可能な都市緑化の推進が求められる。近年、街路樹の大規模な伐採が進められており、その結果として都市の魅力や市民の愛着が損なわれることが懸念される。

大阪市が緑の豊かな街であり続けるためには、住民目線に立った都市緑化の方向性を明確化し、広く市民に周知する必要がある。

こうした必要性から、大阪市として、良好な都市環境の実現に向け、これまで以上に都市緑化を推進し、街路樹や公園樹木の適切な維持管理と、市民との協働による緑の保全に取り組むこと。

【背景】

街路樹は、美しく統一感のある街並みを形成するとともに、季節感の演出、日射や風の調節、ヒートアイランド現象の緩和など、多面的に都市環境の改善に寄与してきた。また、歩行者空間の快適性向上や防災機能、地域のシンボルとしての役割も担っている。

一方、近年では老朽化や病害虫、台風等による倒木の危険性を理由に、多数の街路樹が伐採されている。2024年までに約1万本の街路樹を伐採する計画が進められてきたが、市民からは「港区の通称『桜通り』の桜並木撤去に際し、公費による管理や延命策は検討できなかったのか」など、管理・保全の在り方に関する疑問や不満が寄せられている。

長年親しまれてきた緑を失う場合には、その必要性や代替策を含め、市民への丁寧な説明と合意形成が不可欠である。都市緑化は単なる景観整備ではなく、防災・環境政策、健康増進、地域コミュニティの形成にも直結する施策であり、今後の都市づくりの根幹として位置付けるべきである。

(17) 大阪市立斎場の安定的運営と計画的整備の推進について

大阪市内には市立斎場が5か所設置されているが、必要とする市民が長期間の待機を強いられることのないよう、安定的かつ持続可能な運営体制の確保と、計画的な施設整備・設備更新を着実に進めること。

特に、老朽化が著しい施設については「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき、火葬炉や待合施設、告別室等の更新・改善を早期に実施すること。

併せて、省エネルギー型火葬炉の導入やバリアフリー化、プライバシーへの配慮、予約・運営システムの改善など、市民の利便性と快適性の向上を図ること。

【背景】

首都圏を中心に、火葬までの待機日数が長期化し、火葬料の高騰や利用者負担の増大が問題となっている。大阪市においても、人口動態や施設老朽化の進行によって、今後同様の課題が発生するおそれがある。

「大阪市立斎場整備事業基本構想」では、バリアフリー化や環境負荷低減、耐震化、地域との調和などを含む総合的な整備方針が示されており、この方針を踏まえた早期かつ計画的な設備更新が不可欠である。

さらに、安定的な運営のためには、設備面の改善だけでなく、運営に携わる人材確保や技術継承の仕組みづくりも必要である。こうした総合的な取組により、市民の尊厳を守り、安心して利用できる斎場環境の確保を求める。